

公選制教育委員会の規則制定権による校長職の規定状況

— 職務権限・資格付与要件・採用選考手続に着目して —

Status of regulations for principalship through the rule-making power of the publicly elected school board

— Focusing on job authority, qualification requirements, and appointment procedures —

芥川 祐征

AKUTAGAWA Masayuki

[キーワード Keyword] 戦後教育改革, 地方教育史, 教育委員会, 規則制定権, 校長職

[所 属 Institution] 岐阜大学大学院 (Graduate School of Education, Gifu University)

[要 旨 Abstract] 戦後初期日本における地方自治制度の創設により、公選制の教育委員会が設置され、独自の規則制定権が認められた。そのため、校長職の全国的設置に際して職務・資格が各法律において大綱的に規定されていたが、その詳細な職務権限や資格付与要件・採用選考手続は教育委員会規則に委ねられていた。各都道府県の教育委員会規則について整理し、校長職の規定状況について分析したところ、校長職と教育委員会の関係性については、学校教育法をもとに規定されていた。特に、その形式は総論的な学校教育法施行細則だけでなく、各論的な公立学校処務規程・職員服務規程・就業規則、さらにはより狭い範囲での「勤務時間に関する規程」「サービスの宣誓に関する取扱規程」等によって規定されていた。一方、校長職の資格付与要件・採用選考手続については教育職員免許法の規定に依拠しており、教育職員免許法施行細則において校長免許状の検定事務が、教育公務員採用志願者名簿に関する規則において校長採用志願者名簿への登録事務がそれぞれ規定されていた。

1. 本稿の目的と課題

本稿の目的は、戦後初期日本において教育委員会法が施行されていた時期(1948年～1956年)を対象として、当時の公選制教育委員会がもつとされた規則制定権により、校長職がどのように規定されていたのか、職務権限・資格付与要件・採用選考手続の視点から解明することである。

そもそも戦後日本において校長職は必置とされたが、1947(昭和22)年4月1日に施行された学校教育法(法律第26号)では、戦前・戦中の小学校令から「地方長官ノ命ヲ承ケ」という行政統治上の指揮命令系統に関する文言を削除したのみで、個別学校における校務掌理権と所属職員監督権のみが大綱的に規定されていたにすぎなかった。また、校長免許状の取得についても、1949(昭和24)年9月1日に施行された教育職員免許法(法律第26号)および教育職員免許法施行法(法律第148号)、11月1日に施行された教育職員免許法施行規則(文部省令第38号)によって、資格要件(単位取得方法・単位数・教職経験年数等)のみが大綱的に規定されたのみであった。そのため、詳細な職務権限や資格付与要件・採用選考手続は教育委員会規則に委ねられていた。

このような地方レベルにおける校長職の法的位置づけに関して、いくつかの研究がみられる。例えば、元兼正浩は明治期を対象とした一連の研究において、充当職校長の配置のための人事法制が整備されていく中で、校長職の「身分・待遇」「資格・任免」「職務・服務」といった法的地位の成立過程を明らかにしている(元兼1994・1995・1996・1998・1999a・1999b・2000)。一方、教育委員会の規則制定権をめぐる、篠原清昭は「国家法とは異なる地域教育法としての独自の効力と規範性をもつ」ものとして、教育委員会規則の成立過程と制定・改廃手続過程から教育委員会の準立法機能の問題点を考察している(篠原1984)。しかし、公選制教育委員会の制定した教育委員会規則を対象として校長職の法的位置づけを解明した先行研究は、いくつかの都道府県の事例分析に限られる(橋本1958)。

そこで、本研究では、戦後の混乱期の中で、校長職の職務権限・資格付与要件・採用選考手続がどのように都道府県教育委員会において規定されていたのか(または意図的・無意図的に規定されなかったのか)を明らかにし、当時の校長職の法的地位に関する課題を実証的に解明する。

2. 戦後初期日本における地方自治制度の創設と教育委員会規則の制定

(1) 地方自治法の施行と教育委員会の権能・所掌事務の指定

敗戦後、日本は連合国軍最高司令官総司令部 (General Headquarters /the Supreme Commander for the Allied Powers : GHQ/SCAP) の占領の下で、1947年 (昭和22年) に日本国憲法が施行された。その中で、戦後日本の地方自治について「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」(第94条)とされ、地方公共団体の権能が示された^(注1)。それにとともに、戦後日本の地方自治制度の基本法的性格をもつ地方自治法 (法律第67号) も同時に施行され、都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、都には教育局が道府県には教育部がそれぞれ設置され「教育学芸に関する事項」(第158条)に関する事務を掌ることとされた。その後、1948 (昭和23) 年には地方財政法・教育委員会法が、1950 (昭和25) 年には公職選挙法・地方税法・地方公務員法・地方財政平衡交付金法が相次いで制定され、現代日本の地方自治制度の法的基盤が形成された。

他方、戦後日本の教育行政については、当時の文部大臣であった田中耕太郎 (在任期間: 1946年5月22日~1947年1月31日) を中心として、1946 (昭和21) 年8月には文部省内で「教育行政刷新要綱案」がまとめられた^(注2)。それと同時に、米国教育施設団に協力するために設置された日本側教育委員会が改組され、戦後教育改革に関する重要事項を調査審議するための教育刷新委員会が内閣総理大臣の所轄下に置かれた。

とりわけ、教育行政に関する事項 (教育委員会法構想の検討) を調査審議するために第3特別委員会が設けられ、1946 (昭和21) 年12月6日の第14回総会において建議を行なった。そこでは、教育行政を根本的に刷新するために、①従来の官僚的画一主義と形式主義の是正、②教育における公正な民意の尊重、③教育の自主性の確保と教育行政の地方分権、④各級学校教育の間および学校教育と社会教育の間の緊密化、⑤教育に関する研究調査の重視、⑥教育財政の整備という方針がとられた^(注3)。

その後、政府は一般行政の機能から独立した教育委員会を地方の実情に応じて組織し、運営していくための教育委員会法案を作成し、1948 (昭和23) 年6月15日に第2回国会に提出して審議を行った。7月15日に教育委員会法 (法律第170号) が施行され、地方自治体の長から独立した公選制かつ合議制の行政委員会として、戦後新たに教育委員会が設置されることとなった^(注4)。

同法において戦後日本の教育行政は、①教育行政の民衆統制 (民主化)、②一般行政からの独立 (教育行政の自主性確保)、③教育行政の分権化を基本理念としていたため、教育委員会は「法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し教育委員会規則を制定することができる」(第53条) こととされ、その事務についても教育長の助言と推薦により「教育委員会規則の制定又は改廃」(第49条第1項の10) を掌ることとされており、教育委員会の規則制定権^(注5) が明確に規定された。

そして、1952 (昭和27) 年8月15日には地方自治法の一部を改正する法律 (法律第306号) が施行され、執行機関のうちの一つとして第3節第2款に教育委員会が明確に位置づけられた。すなわち、教育委員会は「学校その他の教育機関を管理し、教科内容及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する」(第180条の7) 機関とされた。また、これらの規定による事務のうち、教育委員会の権限に属する国・地方公共団体その他公共団体の事務で、法律・政令の定めるところにより教育委員会が管理・執行するものについては、附則において指定された。

(2) 戦後初期日本における教育委員会規則の制定状況

ここで、戦後初期日本における教育委員会規則の制定状況について、各都道府県の発行する『公報』『教育法令集』『学校関係法令集』等をもとに整理した^(注6)。とりわけ、戦後に必置とされた校長職に関しては、個別学校の経営における最高責任者として位置づけられていたにもかかわらず、各種法律 (学校教育法・教育職員免許法等) においてはその法的地位が大綱的に規定されるにとどまっていた。そのため、具体的な職務権限や資格付与要件・採用選考手続については、教育行政の分権化の理念のもと教育委員会規則で規定されていた。本稿においては、各種の戦後教育法令が施行されるようになった1947 (昭和22) 年から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (第162号: 以下「地教行法」と略す) が施行された1956 (昭和31) 年までを対象とし^(注7)、都道府県教育委員会における初発の教育委員会規則の制定状況を概観した。

表1 戦後初期日本における都道府県教育委員会の規則制定（初発）状況

地方 ブロック	都道府県	学校教育法 施行細則	教育職員免許法 施行細則	教育公務員採用 志願者名簿規則	公立学校処務 服務規程
北海道 東北	北海道	1950年3月17日	1950年1月16日	1949年4月21日	—
	青森県	1950年5月27日	1949年11月28日	1949年3月19日	1950年5月27日
	岩手県	1948年11月3日	1949年12月24日	1949年4月1日	1949年4月23日
	宮城県	1955年5月18日	1950年1月18日	1949年3月16日	1948年12月2日
	秋田県	1952年11月24日	1950年1月9日	1952年11月24日	—
	山形県	1948年9月6日	1950年2月25日	1949年3月5日	1951年10月31日
	福島県	1948年6月24日	1949年12月27日	1949年1月21日	1950年1月17日
	茨城県	1947年9月17日	1950年1月6日	1949年4月21日	1947年9月17日
関東	栃木県	1948年1月2日	1950年1月2日	1949年9月2日	—
	群馬県	—	1950年4月13日	1949年9月24日	—
	埼玉県	1951年8月23日	1950年1月15日	1949年8月11日	1951年8月23日
	千葉県	1950年1月31日	1949年11月18日	1956年12月21日	1954年3月31日
	東京都	1955年6月3日	1949年12月1日	1949年3月5日	—
	神奈川県	1949年1月29日	1950年1月17日	1949年3月17日	1950年5月4日
甲信越 北陸	新潟県	—	1950年1月6日	1949年3月18日 ^(注)	1950年1月27日
	富山県	—	1950年1月27日	1949年2月26日	1952年3月25日
	石川県	1949年8月2日	1949年12月26日	1949年2月23日	—
	福井県	1950年6月13日	1949年12月24日	1952年10月31日	—
	山梨県	1947年7月21日	1950年3月1日	1949年4月8日	—
	長野県	1948年3月18日	1950年3月2日	1949年7月4日	1950年7月1日
東海 近畿	岐阜県	1949年7月6日	1950年1月23日	1949年3月8日	—
	静岡県	1950年1月31日	1949年11月18日	1949年5月1日	—
	愛知県	—	1950年4月4日	1949年8月16日	1954年5月29日
	三重県	1950年7月6日	1950年6月26日	1949年4月13日	—
	滋賀県	—	1950年2月21日	—	—
	京都府	—	1950年2月7日	—	—
	大阪府	—	1950年3月1日	1949年3月11日	1949年6月6日
	兵庫県	1951年9月6日	1950年1月24日	1952年1月3日	—
	奈良県	1955年1月11日	1950年2月27日	1949年3月25日	—
	和歌山県	1954年12月16日	1950年月日不明	1949年3月1日	1955年7月1日
中国 四国	鳥取県	1948年1月29日	1949年12月24日	1949年2月8日	—
	島根県	1951年5月18日	1950年1月9日	1949年4月1日	—
	岡山県	1947年8月29日	1949年12月27日	1949年2月8日	—
	広島県	1955年1月18日	1950年2月24日	1949年2月25日	1954年1月26日
	山口県	1947年12月23日	1950年2月1日	1949年2月2日	1952年11月25日
	徳島県	1949年11月8日	1950年2月28日	1949年2月19日	—
	香川県	1950年9月3日	1950年1月1日	1949年2月26日	1950年9月3日
	愛媛県	1952年7月18日	1950年3月3日	1949年2月23日	1952年7月18日
	高知県	1951年8月15日	1950年8月1日	1949年3月22日	—
九州	福岡県	—	1950年1月26日	1949年月日不明	—
	佐賀県	1952年5月22日	1950年1月31日	1952年11月1日	—
	長崎県	1951年5月1日	1951年3月23日	1949年2月22日	1955年3月29日
	熊本県	1954年11月20日	1950年3月2日	1949年3月1日	—
	大分県	1951年3月22日	1950年2月28日	1949年5月11日	1951年3月16日
	宮崎県	1951年6月15日	1950年2月7日	1949年3月29日	—
	鹿児島県	1949年5月2日	1949年12月23日	1949年3月1日	1948年4月26日

(注) 新潟県については通達「教育公務員特例法に伴う公立学校の校長及び教員の履歴書記載事項について」のみ
(出典) 注6における各都道府県の発行する『公報』『教育法令集』『学校関係法令集』等をもとに筆者作成

表中において整理したところ、次のような傾向が明らかになった【表1参照】。

第一に、学校教育法施行細則については、教育委員会法施行前の時点ですでに8県（福島県・茨城県・栃木県・山梨県・長野県・鳥取県・岡山県・山口県）が規則を制定していた。これは戦後教育改革の理念を踏まえて先行的に制定されたものではなく、すでに戦前・戦中に制定されていた国民学校令施行細則をもとに、その字句を

修正しただけのものであった。これらの県においては、その後も学校教育法施行細則として適宜修正されていくことになる。その後、教育委員会法の施行を受けて、多くの教育委員会が同細則を制定するように推移しており、1948（昭和23）年には2県、1949（昭和24）年には5県、1950（昭和25）年には7県、1951（昭和26）年には7県、1952（昭和27）年には3県、1954（昭和29）年には2県が新たに同細則を制定した。一方、1955（昭和30）年になって、ようやく1都3県（宮城県・東京都・奈良県・広島県）が同細則を制定することになった。これは、地教行法の施行直前の時期であり、その規定内容については校長職の職務権限や、教育委員会と各学校の権限関係を明確に位置づけるものであり、教育行政による管理的側面を強調するものであったといえよう。

第二に、公立学校処務規程・職員服務規程・就業規則については、1947（昭和23）年には1県、1948（昭和23）年には2県、1949（昭和24）年には1府1県、1950（昭和25）年には6県、1951（昭和26）年には3県、1952（昭和27）年には3県が同規則等を制定していた。また、地教行法の施行直前の時期にあたる1954（昭和29）年には3県、1955（昭和30）年には2県、新たに同規則等を制定しており、ここでの規定内容についても校長職による教職員の管理監督や勤務評定^(注8)を明確に位置づけており、これも教育行政による管理的側面を強調するものであったといえよう。しかし、同規則等は全国的に制定されているとはいえず、一部の府県による制定にとどまっていた。というのも、これらの規則等の規定内容については、概ね教育職員の人事・労務・研修について規定しており、すでに制定されていた学校教育法施行細則の内容と重複していたからである。

第三に、教育職員免許法施行細則（教育職員免許状に関する規則）については、すべての都道府県が制定していた。特に、教育職員免許法等の施行にあわせて、1949（昭和24）年には11都県、1950（昭和25）年には34道府県、1951（昭和26）年には1県が制定していた。これは上記の細則とは異なり、教育職員を新たに採用する際の前提となる資格付与要件を規定したものであり、戦後教育改革にともない全国的に資格制度を転換する必要性に迫られていたからであると考えられる。

第四に、教育公務員採用志願者名簿に関する規則についても、教育職員免許法施行と軌を一にしており、1949（昭和24）年が39都道府県と最も多く、その後1952（昭和27）年には4県が制定していた。一方、千葉県では1956（昭和31）年ようやく同規則が制定されたが、それまでに教員選考規定が制定されており、同様の機能を果たしていたものと考えられる。

ここまで、都道府県教育委員会における初発の教育委員会規則の制定状況を概観してきたが、以下それぞれの教育委員会規則について、その具体的な規定内容を類型化することによって都道府県教育委員会における校長職の規定状況を分析していく。

3. 教育委員会規則における校長職の職務権限の規定状況

(1) 学校教育法施行細則による校長職の職務権限の規定

まず、戦後初期日本における校長職の職務権限については、学校教育法施行細則および公立学校処務規程・職員服務規程・就業規則等によって具体的に規定されていた。

学校教育法施行細則については、1947（昭和22）年4月1日に施行された学校教育法（法律第26号）において「この法律に規定するものの外、この法律施行のため必要な事項は、監督庁が、これを定める」（第88条）と規定されたことに由来する^(注9)。同細則は、38都道県で制定されていたが、8府県（群馬県・新潟県・富山県・愛知県・滋賀県・京都府・大阪府・福岡県）では制定されていないことが分かった^(注10)。このうち、大阪府（約386万人）・愛知県（約339万人）・福岡県（約353万人）・新潟県（約246万人）・京都府（約183万人）については人口規模が大きく（数値は「昭和25年度国勢調査」調査結果）、全府県的に一律の規則を制定することが困難であったことが推察される。また、名称については、岡山県のみ「学校教育法施行規則実施細則」であり、それ以外の都道県では「学校教育法施行細則」が共通して用いられていた。

ここで、同細則における校長職の職務権限の規定内容について、いくつかの教育委員会によって各学校に配布された法令便覧^(注11)における分類をもとに、地方ブロックごと（北海道・東北地方、関東地方、甲信越・北陸地方、東海・近畿地方、中国・四国地方、九州地方）に整理した。というのも、当時は文部省主催の各種説明会等において、地方ブロックごとに法令説明会等を開催することが推奨されており、実際に近隣の都道府県では各種規則の規定内容や条名について極めて類似性が高かったからである。

表2 学校教育法施行細則における校長職の職務権限に関する規定状況

		北海道・東北	関東	甲信越・北陸	東海・近畿	中国・四国	九州
教育課程	教育計画・学年課程・授業細則の設定	28.6	20.0	0.0	16.7	11.1	83.3
	授業終始時刻・授業時数・日課の設定	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
	学級編成・変更の届出	42.9	80.0	75.0	83.3	77.8	100.0
	二部授業の届出	28.6	80.0	75.0	100.0	66.7	100.0
	学校行事・修学旅行・宿泊行事の届出	28.6	20.0	25.0	33.3	33.3	33.3
	休業日・臨時休業の設定・報告	71.4	100.0	75.0	83.3	77.8	83.3
	休業日の変更	57.1	60.0	25.0	33.3	66.7	83.3
	休業日への授業繰返の届出	14.3	40.0	25.0	33.3	44.4	66.7
学校運営	校長代理（教頭）の指定	28.6	20.0	50.0	33.3	44.4	83.3
	校務主任（分校主任）・主事の指定	14.3	20.0	0.0	0.0	22.2	50.0
	職員会議への諮問・職員の意見聴取	14.3	0.0	0.0	0.0	11.1	16.7
	所属職員の学級・授業の担任決定	28.6	0.0	25.0	33.3	11.1	83.3
	校務分掌の決定	28.6	20.0	0.0	33.3	33.3	66.7
	学校規則・内規の制定・変更	28.6	0.0	0.0	33.3	44.4	66.7
	当直・宿日直業務の割当・規則制定	28.6	0.0	75.0	50.0	33.3	83.3
児童生徒管理	学籍簿の編製・削除	14.3	20.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	指導要録の編製・送付	0.0	20.0	25.0	16.7	11.1	66.7
	出席簿の編製・報告	71.4	60.0	100.0	33.3	33.3	66.7
	児童の就学・出席の督促の経過記録	14.3	20.0	50.0	33.3	33.3	66.7
	入学許可・学力認定・休退学の報告	42.9	20.0	0.0	66.7	66.7	83.3
	転学・進学の届出・書類送付	14.3	0.0	0.0	33.3	44.4	83.3
	懲戒・賞罰の報告	28.6	60.0	0.0	50.0	66.7	100.0
	卒業証書の授与・様式	28.6	80.0	75.0	66.7	88.9	83.3
所属職員管理	赴任（7日以内）・遅延理由の報告	14.3	0.0	50.0	16.7	33.3	16.7
	転任・休退免職（7日以内）時の引継	14.3	0.0	50.0	0.0	22.2	16.7
	住所・氏名・本籍変更の届出	14.3	0.0	25.0	16.7	22.2	16.7
	出退勤時刻の設定・管理	14.3	0.0	25.0	33.3	0.0	33.3
	勤務時間の変更	14.3	0.0	25.0	33.3	0.0	16.7
	有給休暇の承認・届出	14.3	0.0	25.0	16.7	22.2	0.0
	特別休暇の承認・届出	14.3	0.0	50.0	16.7	33.3	16.7
	監督・指導助言・勤怠評価・現職教育計画	14.3	0.0	0.0	0.0	22.2	66.7
	出張申請・旅行届出	28.6	0.0	50.0	33.3	33.3	83.3
学校保健	出席停止児童の氏名・事由の報告	28.6	40.0	25.0	33.3	44.4	33.3
	集団疾病・重大事故発生の報告	0.0	0.0	0.0	16.7	33.3	50.0
	傷痍疾病・事故による職員の欠勤届出	14.3	0.0	50.0	16.7	33.3	50.0
	職員の死亡の報告	14.3	0.0	25.0	16.7	22.2	50.0
学校施設管理	学校施設の管理	14.3	0.0	0.0	16.7	0.0	33.3
	校舎以外の建物の仮用	28.6	80.0	50.0	33.3	77.8	66.7
	災害・非常変災の処置・損害報告	42.9	0.0	50.0	0.0	44.4	100.0
	施設設備の増改築の届出の報告	42.9	60.0	75.0	50.0	88.9	83.3
事務処理	諸表簿の備付	42.9	100.0	100.0	83.3	88.9	100.0
	職員提出書類の経由・副申	14.3	0.0	0.0	33.3	22.2	16.7
	学校一覧表・月報・報告書の提出	0.0	0.0	50.0	0.0	11.1	33.3
	退職時・廃校時の後任者・設置者引継	14.3	40.0	25.0	33.3	22.2	33.3
	金銭に関する諸帳簿の検閲	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	50.0
中学	中学校への規定準用	57.1	100.0	100.0	83.3	88.9	83.3
高校	高等学校への規定準用	71.4	100.0	100.0	83.3	77.8	83.3
私立	校長の指定・解職の届出	14.3	40.0	25.0	0.0	0.0	0.0

(注) 表中の数値については各地方ブロックのうち規定のあった都道府県の割合を示す。

(出典) 注12における各種規則をもとに筆者作成。

各都道府県教育委員会における同細則の規定内容について分類したところ【表2参照】、次のことが明らかになった^(注12)。すなわち、全体的にみて、①教育課程（教育計画・学年課程・授業細則の設定、授業終始時刻・授業時数・日課の設定、学級編成・変更の届出、二部授業の届出、学校行事・修学旅行・宿泊行事の届出、休業日・臨時休業の設定・報告、休業日の変更、休業日への授業繰返の届出）、②学校運営（校長代理の指定、校務主任・主事の指定、職員会議への諮問・職員の意見聴取、所属職員の学級・授業の担任決定、校務分掌の決定、学校規則・内規の制定・変更、当直・宿日直業務の割当・規則制定）、③児童生徒管理（学籍簿の編製・削除、指導要録の編製・送付、出席簿の編製・報告、児童の就学・出席の督促の経過記録、入学許可・学力認定・休退学の報告、転学・進学の届出・書類送付、懲戒・賞罰の報告、卒業証書の授与・様式）、④所属職員管理（赴任・遅延理由の報告、転任・休退職時の引継、住所・氏名・本籍変更の届出、出退勤時刻の設定・管理、勤務時間の変更、有給休暇の承認・届出、特別休暇の承認・届出、監督・指導助言・勤怠評価、出張申請・旅行届出）、⑤学校保健（出席停止児童の氏名・事由の報告、集団疾病・重大事故発生の報告、傷病疾病・事故による職員の欠勤届出、職員の死亡の報告）、⑥学校施設管理（学校施設の管理、校舎以外の建物の仮用、災害・非常変災の処置・損害報告、施設設備の増改築の届出の報告）、⑦事務処理（諸表簿の備付、職員提出書類の経由・副申、学校一覧表・月報・報告書の提出、退職時・廃校時の後任者・設置者引継、金銭に関する諸帳簿の検閲）について規定されていた。

内容ごとみにみると、学級編成・変更の届出、二部授業の届出、休業日・臨時休業の設定・報告、卒業証書の授与・様式、諸表簿の備付については、大半の都道府県教育委員会において規定されていた。一方、地方ブロックごとみにみると、九州地方においては公立学校処務規程・職員服務規程・就業規則が概ね制定されておらず、そのかわりに多くの職務権限が同細則において規定されていたことが分かった。

(2) 公立学校処務規程・職員服務規程・就業規則による校長職の職務権限の規定

公立学校処務規程・職員服務規程・就業規則についても、学校教育法第88条に由来する。同規則の制定については、22府県にとどまっておらず^(注13)、学校教育法施行細則が制定されていなかった新潟県・富山県・愛知県・大阪府では同細則の内容と同様の職務権限が規定されていた。それ以外の都道府県では、戦前・戦中に制定された職務規程あるいは服務規程を戦後も適用し続けている事例や、より狭い範囲での勤務時間・服務宣誓に関する規程を定めている事例が散見された^(注14)。

また、名称については、「学校職員服務規程」「教育職員服務規則」「県立学校職員の職務に関する規程」「県立学校職員服務規程」「県立学校庶務規程」「県立学校長処務規程」「高等学校長、部長、主事職務規程」「公立学校教職員規程」「公立学校職員就業規則」「公立学校職員職務及び服務規程」「公立学校職員処務規程」「公立学校職員服務規程」「公立学校処務規程」「公立学校長処務規程」と多様ではあるが、規定内容については概ね類似している。

各府県教育委員会における同規則等の規定内容について分類したところ【表3参照】、次のことが明らかになった^(注15)。すなわち、全体的にみて、①総則（全体の奉仕者としての職責）、②教育課程（教育課程・授業時数・学級編成決定、学校行事の報告・届出、休業日の設定・変更・報告）、③学校運営（校内規程の設定・改廃・報告、校務分掌の決定・協同処理、宿日直の指定と日誌の記載・保管、職員会の招集・会議の主宰、校長代理の指定・届出）、④児童生徒管理（募集と入学許可・報告、出席停止・停学・退学の報告、卒業証書の授与）、⑤人事管理（新任・転任の赴任、着任遅延および諸届の提出・報告、教職員の本籍・氏名変更の経由、任用・昇降転任・復職の内申、非常勤職員の任免・進退、転任退職者の事情・所見の副申、教育職員の表彰・懲戒、欠格事由の該当者の報告、市町村区域外の居住許可申請、増俸・減俸・特別手当の内申）、⑥労務管理（教職員の勤務時間の設定・報告、出勤簿・勤務成績評定書の提出、始業終業休憩時刻・授業時間の設定、有給休暇の承認・報告、特別休暇の承認、遅刻早退の届出・諸表簿の管理、特別の事情による欠勤・休暇の届出）、⑦研修（研修実施計画・研修承認簿の管理、勤務場所を離れる場合の事務処理、旅行の届出、校長・教職員の出張命令・復命、出張の用務・日程の経由・届出、試験・選考の受験許可・届出）、⑧学校保健（健康診断の実施と必要措置・報告、集団疾病発生の報告、疾病等による欠勤の承認・届出、病气・結核患者の休職の副申、復職の副申、所属職員の死亡の報告）、⑨学校施設（学校施設の管理保全・使用許可、非常事態・災害発生時の処置・報告）、⑩事務処理（文書の処理・保管および簿冊の取扱、転降任・休退職時の事務引継、所属職員の提出書類の経由・副申、予算の編成・執行・意見具申・届出、使用料・手数料・雑収入の収納）について規定されていた。

表3 公立学校処務規程・職員服務規程・就業規則における校長職の職務権限に関する規定状況

		青森県	岩手県	宮城県	山形県	福島県	埼玉県	千葉県	神奈川県	新潟県	富山県	長野県	愛知県	大阪府	広島県	山口県	香川県	愛媛県	大分県	鹿児島県		
総則	全体の奉仕者としての職責・服務	○			○		○	○		○	○	○	○			○	○					
教育課程	教育課程・授業数・学級編制決定						○	○					○									
	学校行事の報告・届出			○		○	○	○			○		○								○	
	休業日の設定・変更・報告						○	○	○	○	○	○	○	○							○	
学校運営	校内規程の設定・改廃・報告	○		○			○	○	○		○		○		○	○	○				○	
	校務分掌の決定・協同処理					○	○	○	○		○		○								○	
	宿日直の指定と日誌の記載・保管					○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					
	職員会の招集・会議の主宰					○																
児童生徒管理	校長代理（教頭）の指定・届出	○	○	○	○	○	○	○	○				○								○	
	募集と入学許可・報告						○	○	○												○	
	出席停止・停学・退学の報告						○	○	○		○		○								○	
人事管理	卒業証書の授与						○														○	
	新任・転任（7日以内）の赴任				○		○	○	○			○			○	○	○	○				
	着任遅延および諸届の提出・報告	○	○		○		○	○			○	○			○	○	○					
	教職員の本籍・氏名変更の経由	○			○		○	○			○	○		○	○		○					
	任用・昇降転任・退復職の内申	○	○	○	○	○	○	○			○		○								○	
	非常勤職員の任免・進退				○		○	○	○				○									○
	転任退職者の事情・所見の副申	○	○	○	○	○	○	○		○			○									
	教育職員の表彰・懲戒の内申						○			○			○									○
	欠格事由の該当者の報告						○	○		○		○										
	市町村区域外の居住許可申請				○		○	○				○				○						
労務管理	増俸・減俸・特別手当の内申		○	○	○	○	○	○					○	○								
	教職員の勤務時間の設定・報告	○					○	○		○								○	○			
	出勤簿・勤務成績評定書の提出						○	○	○		○	○			○	○	○					
	始業終業休憩・授業時間の設定	○					○	○	○	○				○	○	○						
	有給休暇（年20日）の承認・報告	○	○		○		○	○		○	○			○	○	○	○	○			○	
	特別休暇の承認	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
	遅刻早退の届出・諸簿の管理						○	○		○	○	○		○		○	○					
研修	特別事情による欠勤・休暇の届出	○			○		○	○	○			○			○	○						
	研修実施計画・研修承認簿の管理	○					○	○		○	○										○	
	勤務場所を離れる場合の事務処理						○	○		○	○										○	
	旅行の届出				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
	校長・教職員の出張命令・復命	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
学校保健	出張の用務・日程の経由・届出	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	試験・選考の受験許可・届出						○	○	○						○	○	○					
	健康診断の実施と必要措置・報告						○	○		○	○		○									
	集団疾病発生の報告						○	○		○	○		○									
	疾病等による欠勤の承認・届出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
学校施設	病気・結核疾患者の休職の副申	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	復職（要診断書）の副申	○	○		○		○	○		○	○		○	○								
	所属職員の死亡の報告				○		○	○		○												
	学校施設の管理保全・使用許可						○	○	○								○				○	
事務処理	非常事態・災害時の処置・報告				○		○	○	○		○		○			○	○					
	文書処理・保管および簿冊の取扱	○			○		○	○				○										
	転降任・休退免職時の事務引継	○	○		○		○	○	○		○	○			○	○	○				○	
	所属職員の提出書類の経由・副申		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○					
	予算編成・執行・意見具申・届出						○	○		○											○	
使用料・手数料・雑収入の取納						○	○					○										

(注) 教育公務員として、法令・上司の命令に従う義務、秘密保持義務、信用失墜行為の禁止、営利企業等の従事制限（教育公務員特例法・地方自治法・官吏分限令の準用）を前提としている。

(出典) 注15における各種規則をもとに筆者作成。

内容ごとにとみると、校長・教職員の出張命令・復命、出張の用務・日程の経由・届出、疾病等による欠勤の承認・届出、病気・結核疾患の休職の副申については、大半の府県教育委員会において規定されていた。一方、府県ごとにとみると、千葉県が最も詳細に校長職の職務権限を規定しており、次いで学校教育法施行細則が制定されていなかった新潟県・富山県・愛知県において多くの項目が規定されていた。

これらのことから、戦後初期日本における校長職の職務権限に関する都道府県教育委員会の規則制定状況については、学校教育法施行細則と公立学校処務規程・職員服務規程・就業規則が補完関係にあったことが明らかになった。また、全体的にみて、学校の設置・管理ならびに学齢児童生徒の就学に関する項目については「市が処理しなければならない事務」（地方自治法別表第2）とされていたことから、当該の規定は概ねみられなかった。

4. 教育委員会規則における校長職の資格付与要件・採用選考手続の規定状況

(1) 教育職員免許法施行細則による校長職の資格付与要件の規定

次に、戦後初期日本における校長職の資格付与要件については、教育職員免許法施行細則によって具体的に規定されていた。教育職員免許法施行細則については、1949（昭和24）年9月1日に施行された教育職員免許法（法律第147号）において「免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、国立又は公立の学校の校長及び教員並びに教育長及び指導主事にあつては都道府県の教育委員会規則、私立学校の校長及び教員にあつては都道府県規則で定める」（第20条）と規定されたことに由来する。同細則は、確認し得る限りすべての都道府県で制定されていた。

その場合、多くの都道府県が教育委員会規則と都道府県規則を同一のものとして制定していたのに対し、静岡県・愛知県・大阪府・和歌山県では教育委員会による免許状授与（公立学校教員対象の規則）と知事による免許状授与（私立学校教員対象の訓令）を明確に区分して2種類の細則を制定していた。ただし、国・公・私立学校の教育職員は免許状の授与権者こそ異なるものの、資格要件については同様であったため教育委員会規則と都道府県規則の規定内容は類似していた。また、名称については、「教育職員免許状に関する規則」「教育職員の免許状に関する規則」「教育職員免許に関する規則」が多数を占めており、その他にも「教育職員免許状に関する施行細則」「教育職員免許法施行細則」「教育職員免許法等施行細則」が用いられていた。しかし、同規則をめぐっては、教育職員免許法（就業資格）と教育職員免許法施行法（継続資格）は異なる法律であるにもかかわらず、「教育職員免許法令施行細則」「教育職員免許法施行法施行細則」「教育職員免許法教育職員免許法施行法施行細則」「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行細則」「教育職員免許法並びに同施行法施行細則」として同一の規則において規定されていた。

各都道府県教育委員会における同細則の規定内容について分類したところ【表4参照】、次のことが明らかになった^(注16)。すなわち、全体的にみて、①免許状の出願手続（免許状授与日・種類・氏名等の公告、免許状の失効・取上げの公告、免許状の様式・原簿・諸表簿、免許状の書換・再交付、免許状の検定審査委員会、審査に関する規則制定、免許状の出願・願書・手数料、教員養成機関の成績・単位修得証明書、免許法認定講習単位修了証明書、人物に関する証明書、実務成績証明書、身体検査書・証明書、身元調書の添付、所轄庁による証明書の発行、証明書類の発行・取扱の注意点、代替書類の提出、証明事項に関する本人の出頭命令、書類の経由、書類の副申、免許状の失効・返還・取上げ命令、免許状不授与者・検定不合格者への通知、従前の規定による学校等の学業成績証明書）、②免許状の取上処分^(注17)の審査（審査請求書の提出・審査・不備、審査請求の棄却、調査の手続、口頭審理の通知・手続・日時変更、傍聴者数の制限・退席・審理中止、代理人の選任、証人の請求・宣誓、判定の通知、説明書の返還、審査の費用、授与権者の処分説明撤回・修正の通知）について規定されていた。

内容ごとにとみると、免許状の書換・再交付についてはすべての都道府県において、免許状授与日・種類・氏名等の公告、免許状の様式・原簿・諸表簿、免許状の出願・願書・手数料、人物に関する証明書、実務成績証明書、身体検査書・証明書、所轄庁による証明書の発行、職員提出書類の経由・副申については、大半の都道府県教育委員会において規定されていた。一方、地方ブロックごとにとみても、規定内容や条名について極めて類似性が高く、あまり違いがみられなかった。

表4 教育職員免許法施行細則における校長職の資格付与要件に関する規定状況

	北海道・東北	関東	甲信越・北陸	東海・近畿	中国・四国	九州		
免許状の出願手続	免許状授与日・種類・氏名等の公告	100.0	100.0	100.0	100.0	87.5	100.0	
	免許状の失効・取上げの公告	0.0	0.0	0.0	11.1	12.5	0.0	
	免許状の様式・原簿・諸表簿	71.4	83.3	66.7	55.6	87.5	71.4	
	免許状の書換	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	免許状の再交付	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	免許状の検定審査委員会	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	審査に関する規則制定	57.1	16.7	16.7	44.4	12.5	0.0	
	免許状の出願・願書	85.7	83.3	100.0	77.8	50.0	57.1	
	免許状の手数料	100.0	100.0	100.0	77.8	100.0	85.7	
	教員養成機関の成績・単位修得証明書	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	
	免許法認定講習単位修了証明書	28.6	33.3	33.3	33.3	25.0	28.6	
	人物に関する証明書	71.4	83.3	66.7	77.8	12.5	57.1	
	実務成績証明書	28.6	100.0	50.0	77.8	75.0	100.0	
	身体検査書・証明書	42.9	83.3	50.0	66.7	25.0	100.0	
	身元調書の添付	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	
	所轄庁による証明書の発行	71.4	83.3	83.3	77.8	62.5	85.7	
	証明書類の発行・取扱の注意点	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	代替書類の提出	0.0	50.0	16.7	66.7	12.5	0.0	
	免許状の取上処分の審査	証明事項に関する本人の出頭命令	28.6	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0
		書類の経由	57.1	83.3	33.3	66.7	25.0	0.0
書類の副申		57.1	66.7	33.3	33.3	87.5	100.0	
免許状の失効・返還・取上げ命令		0.0	0.0	16.7	55.6	12.5	14.3	
免許状不授与者・検定不合格者への通知		14.3	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	
従前の規定による学校等の学業成績証明書		0.0	33.3	16.7	11.1	12.5	0.0	
審査請求書の提出		71.4	66.7	83.3	22.2	50.0	28.6	
審査請求書の審査		57.1	66.7	50.0	0.0	25.0	14.3	
審査請求書の不備		57.1	66.7	50.0	0.0	37.5	14.3	
審査請求の棄却		57.1	50.0	33.3	0.0	25.0	0.0	
授与権者の処分説明撤回・修正の通知	調査の手続	0.0	0.0	16.7	0.0	12.5	0.0	
	口頭審理の通知	71.4	66.7	50.0	22.2	50.0	28.6	
	口頭審理の手続	0.0	33.3	16.7	0.0	12.5	0.0	
	口頭審理の日時変更	71.4	66.7	33.3	11.1	50.0	28.6	
	傍聴者数の制限・退席・審理中止	57.1	50.0	33.3	11.1	37.5	14.3	
	代理人の選任	0.0	16.7	16.7	11.1	0.0	0.0	
	証人の請求	71.4	33.3	50.0	22.2	50.0	28.6	
	証人の宣誓	42.9	0.0	0.0	0.0	37.5	28.6	
	判定の通知	71.4	50.0	50.0	11.1	50.0	28.6	
	説明書の返還	57.1	50.0	50.0	11.1	37.5	28.6	
審査の費用	71.4	50.0	33.3	11.1	50.0	28.6		
授与権者の処分説明撤回・修正の通知	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0		

(注) 表中の数値については各地方ブロックのうち規定のあった都道府県の割合を示す。

静岡県・愛知県・大阪府は教育委員会の授与による規則と知事の授与による規則を合算して集計した。

(出典) 注16における各種規則をもとに筆者作成。

ただし、免許状の取上処分に関する審査については、北海道・東北地方、甲信越・北陸地方、関東地方を除いて教育職員免許法施行細則の中ではあまり規定されていなかった。それは、それらの都道府県が別の教育委員会規則として「教育職員の不利益処分に関する審査規定」も制定しており、免許状の取上処分だけでなく、一般的な懲戒処分やその意に反する免職・休職・降任・降給等の処分を受けた場合における審査請求と同じ規則内で取り扱っていたためでもある。

(2) 教育公務員採用志願者名簿に関する規則による校長職の採用選考手続の規定

さらに、戦後初期日本における校長職の採用選考手続については、教育公務員採用志願者名簿に関する規則によって具体的に規定されていた。同規則については、1949（昭和24）年1月12日に施行された教育公務員特例法（法律第1号）において「採用志願者名簿に関し必要な事項は、国立学校にあつては人事院規則、公立学校にあつては都道府県の教育委員会規則で定める」（第13条第3項）と規定されたことに由来する。ただし、5月14日の人事院規則8-6においては「国立学校についての採用志願者名簿に関し必要な事項は、別に人事院規則で定めるまでは、文部省令の定めるところによる」（第2項）とされたことから、11月21日に施行された教育公務員採用志願者名簿規則（文部省令第41号）において国立学校のみ規定されていた^(注17)。その後、この省令を準用するかたちで、都道府県教育委員会は規則を制定することになった。

表5 教育公務員採用志願者名簿に関する規則における採用選考の手続・提出書類

		北海道・東北	関東	甲信越・北陸	東海・近畿	中国・四国	九州
採用選考の手続	名簿の種類	57.1	83.3	50.0	87.5	66.7	50.0
	志願者の資格	14.3	83.3	25.0	12.5	11.1	16.7
	採用志願・名簿作成の時期	28.6	16.7	25.0	50.0	11.1	50.0
	名簿への記載	42.9	83.3	25.0	62.5	88.9	66.7
	採用志願の必要書類・様式	28.6	33.3	75.0	50.0	44.4	33.3
	市町村教育委員会への名簿写の送付	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	16.7
	市町村教育委員会による採用報告	14.3	0.0	25.0	25.0	11.1	50.0
	採用者の選考手続	28.6	33.3	25.0	25.0	33.3	50.0
	採用志願者の併願	0.0	33.3	0.0	25.0	0.0	0.0
	採用決定の通知	0.0	16.7	0.0	12.5	11.1	0.0
	名簿の有効期限	85.7	100.0	75.0	100.0	88.9	83.3
	名簿の削除	57.1	66.7	75.0	75.0	77.8	50.0
	名簿の整理・保管	0.0	16.7	25.0	50.0	33.3	33.3
	附属書類の整理・保管	0.0	16.7	0.0	25.0	0.0	0.0
	名簿の備付・閲覧・告示	85.7	66.7	75.0	100.0	88.9	100.0
	変更・取消の届出	42.9	50.0	0.0	50.0	11.1	50.0
	専門的教育職員の特別採用	0.0	0.0	0.0	12.5	11.1	16.7
	教育長によるその他の規則制定	14.3	16.7	0.0	0.0	11.1	0.0
	従前の規定による免許状・卒業証明書	0.0	16.7	25.0	0.0	11.1	0.0
	卒業・修了見込者の採用志願・証明書	14.3	33.3	0.0	50.0	0.0	16.7
提出書類	採用志願書	71.4	83.3	100.0	62.5	100.0	100.0
	履歴書	85.7	50.0	75.0	62.5	88.9	83.3
	教育職員免許状写	57.1	33.3	50.0	62.5	66.7	83.3
	教育職員免許状授与証明書	14.3	33.3	0.0	12.5	22.2	16.7
	教職員適格確認書	57.1	33.3	75.0	50.0	55.6	66.7
	身体検査書・健康診断書	85.7	16.7	100.0	75.0	77.8	100.0
	卒業・修了証明書	42.9	0.0	75.0	50.0	44.4	83.3
	成績証明書・単位修得証明書	28.6	16.7	25.0	25.0	22.2	83.3
	教育公務員採用調書・経歴調査票	42.9	50.0	0.0	0.0	11.1	16.7
	身元証明書・身分証明書	14.3	16.7	75.0	37.5	44.4	50.0
	現職者の一部提出書類免除	28.6	16.7	75.0	62.5	22.2	50.0

(注) 表中の数値については各地方ブロックのうち規定のあった都道府県の割合を示す。

名簿の削除については、選考により任用された場合、教育公務員の資格喪失（不適格者）した場合、名簿に記載後1年が経過（岡山県のみ2年）した場合、採用志願の撤回を申し出た場合、採用照会に3ヶ月以内に応答しない場合、虚偽・不正の事実があった場合、提出書類の変更届出を怠った場合、死亡した場合、その他教育委員会が必要と認めた場合、身体検査の結果が職責に堪えない場合、採用予定者が卒業・修了できなくなった場合等に行われる。

(出典) 注18における各種規則をもとに筆者作成。

同規則は、確認し得る限り大半の都道府県が制定しており、制定されていなかったのは2府県（滋賀県・京都府）のみであった。また、名称については、「教育公務員採用志願者名簿に関する規則」が最も多く、それ以外は「教育委員会教育公務員採用志願者名簿設置規則」「教育公務員採用志願規則」「教育公務員採用志願者規則」「教育公務員採用志願者名簿規則」「教育公務員採用手続規程」「教育公務員の採用志願者名簿に関する規則」「教育職員の採用志願者名簿に関する規則」「校長及び教員採用志願者名簿に関する規程」「校長教員採用に関する規則」「校長又は教員の採用志願者名簿に関する規則」「公立学校教員採用志願者名簿に関する規則」「公立学校教員選考規程」「公立学校校長及び教員採用志願者名簿に関する規則」「公立学校校長及び教員採用に関する規則」「公立学校校長及び教員採用志願者名簿に関する規程」「公立学校の校長及び教員採用に関する規程」「公立学校の校長及び教員の採用志願者名簿に関する規程」「採用志願者名簿に関する規則」「地方教育公務員採用志願者名簿規則」というように多様な名称が用いられていた。また、教育長・指導主事等と同一の規程として、岡山県では「公立学校校長及び教員の採用志願者名簿並びに教育委員会教育長及び教育委員会事務局の専門的教育職員の採用志願者名簿に関する規程」が、愛媛県では「教育長・専門的教育職員・公立学校長および教員採用志願者名簿に関する規程」が制定されていた。

各都道府県教育委員会における同規則の規定内容について分類したところ【表5参照】、次のことが明らかになった^(注18)。すなわち、全体的にみて、①採用選考の手続（名簿の種類、志願者の資格、採用志願・名簿作成の時期、名簿への記載、採用志願の必要書類・様式、市町村教育委員会への名簿写の送付、市町村教育委員会による採用報告、採用者の選考手続、採用志願者の併願、採用決定の通知、名簿の有効期限、名簿の削除、名簿の整理・保管、附属書類の整理・保管、名簿の備付・閲覧・告示、採用後の届出、変更・取消の届出、専門的教育職員の特別採用、教育長によるその他の規則制定、従前の規定による免許状・卒業証明書、卒業・修了見込者の採用志願・証明書）、②提出書類（採用志願書、履歴書、教育職員免許状写、教育職員免許状授与証明書、教職員適格確認書、身体検査書・健康診断書、卒業・修了証明書、成績証明書・単位修得証明書、教育公務員採用調書・経歴調査票、戸籍抄本、身元証明書・身分証明書、現職者の一部提出書類免除）について規定されていた。

内容ごとみにみると、名簿の種類と有効期限・削除、名簿の備付・閲覧・告示については大半の都道府県教育委員会において規定されており、出願の際には採用志願書の他に、履歴書・身体検査書・健康診断書が求められる場合が多かった。

これらのことから、戦後初期日本における校長職の資格付与要件・採用選考手続に関する都道府県教育委員会の規則制定状況については、教育職員免許法施行細則と教育公務員採用志願者名簿に関する規則が概ねすべての都道府県において制定されていたことが明らかになった。とりわけ、当時の校長免許状を取得するために必要となる資格要件が教育職員免許法で一律に規定されていたため、各都道府県教育委員会に対する申請手続・出願書類は同様の形式とならざるを得なかった。また、教育委員会規則の制定準備段階から、文部省の主催する教育職員免許法令に関する説明会や、地方ブロックごとの免許事務連絡協議会において情報が共有されていたため、全国的にみて資格付与要件・採用選考手続に関する各種規則の規定内容や条名については極めて類似性が高かった。

5. 総括

以上の分析と考察を通して、以下のことが明らかになった。戦後日本においては、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の占領の下で教育委員会法が施行され、①教育行政の民衆統制（民主化）、②一般行政からの独立（教育行政の自主性確保）、③教育行政の分権化を基本理念として、公選制による教育委員会が都道府県・五大市に設置された。とりわけ、同法第53条および第49条第1項の10においては教育委員会の規則制定権が認められており、地方自治における教育委員会の権限が明確化された。

このことについて、戦後に必置とされた校長職も各種法律において法的地位が大綱的に規定されてはいたが、それ以上の詳細な職務権限および資格付与要件・採用選考手続については教育委員会規則に委ねられていた。そのため、本稿では、各都道府県の発行する『公報』『教育法令集』『学校関係法令集』等をもとに、戦後初期日本における教育委員会規則について整理し、校長職の規定状況について分析した。その場合、教育委員会制度が創設され、中央集権型の教育行政に移行するまでの時期（1947年～1955年）を分析対象とした。

第一に、学校教育法施行細則については、学校教育法第88条に基づき制定されたが、人口規模の大きい府県では一律の規則を制定することが困難であった。また、当初いくつかの県では戦前・戦中に制定された国民学校令施行細則を修正・適用していたが、教育委員会の設置にともない新たに規則を制定する動きがみられるようになった。しかし、その規定内容については、占領政策の方針転換（いわゆる「逆コース」）にともない、次第に校長職の職務権限や教育委員会と各学校の権限関係を明確に位置づけるものに変容していった。

第二に、公立学校処務規程・職員服務規程・就業規則については、一部の府県による制定にとどまっていた。実際、戦前・戦中に制定された職務規程あるいは服務規程を戦後も適用し続けている事例や、より狭い範囲での勤務時間・服務宣誓に関する規程を制定する事例が散見された。そもそも、学校教育法施行細則における規定内容と重複していたことから、ここでの規定内容についても次第に校長職による教職員の管理監督や勤務評定を明確に規定するように変容していった。

第三に、教育職員免許法施行細則については、教育職員免許法第20条に基づき制定されたが、戦後教育改革によって全国的に資格制度を転換する必要性に迫られたことから、すべての都道府県で制定されていた。ところが、すでに校長免許状を取得するために必要となる資格要件が教育職員免許法において一律に規定されていたため、各都道府県教育委員会に対する申請手続・出願書類が同様の形式とならざるを得ず、規定内容や条名については極めて類似性が高かった。

第四に、教育公務員採用志願者名簿に関する規則については、教育公務員特例法第13条第3項および人事院規則8-6第2項に基づき制定されたが、上記と同様の理由により大半の都道府県で制定されていた。

以上、公選制教育委員会と校長職の関係性については学校教育法をもとに多様な規定がみられ、その形式は総論的な学校教育法施行細則だけでなく、各論的な公立学校処務規程・職員服務規程・就業規則、さらにはより狭い範囲での「勤務時間に関する規程」「サービスの宣誓に関する取扱規程」等によって規定されていた。一方、校長職の資格付与要件・採用選考手続については教育職員免許法をもとに同一の規定がみられ、教育職員免許法施行細則において校長免許状の検定事務が、教育公務員採用志願者名簿に関する規則において校長採用志願者名簿への登載事務がそれぞれ規定されていた。

しかし、校長免許状の授与をめぐる概ね同一の規則が制定されているものの、その検定においては「人物に関する証明書」「実務に関する証明書」の提出が求められており、所轄庁・所属長による評価・判断を要した。その場合の評価・判断基準における公正性・公平性および客観性・妥当性を保障するために、文部省の主催する教育職員免許法令に関する説明会や、地方ブロックごとの免許事務連絡協議会がどのように機能していたのか、今後の検討課題としたい。

参考文献

- 篠原清昭「教育委員会の規則制定権 — 教育委員会規則の法社会学 —」『日本教育行政学会年報』第10号, 1984, 213-226頁
- 橋本力「校長職に関する法的規定の実態とその問題点」『東北大学教育学部年報』第5号, 1958, 106-133頁
- 元兼正浩「明治期における小学校長の法的地位の変遷に関する一考察」『九州大学教育経営・教育行政学研究紀要』第1号, 1994, 37-50頁
- 元兼正浩「明治後期における『優良』小学校長の履歴」『九州大学教育経営・教育行政学研究紀要』第2号, 1995, 51-79頁
- 元兼正浩「明治期における小学校長任用資格の検討」『九州大学教育学部紀要(教育学部門)』第41集, 1996, 97-110頁
- 元兼正浩「小学校長職の法制化過程に関する研究(1) — 校長職成立前史に焦点をあてて —」『福岡教育大学紀要』第51号, 第4分冊, 1998, 77-88頁
- 元兼正浩「小学校長職の法制化過程に関する研究(2) — 校長職の法制上の成立 —」『福岡教育大学紀要』第48号, 第4分冊, 1999, 69-73頁
- 元兼正浩「小学校長職の法制化過程に関する研究(3) — 地方における校長職の規則化 —」『福岡教育大学紀要』第48号, 第4分冊, 1999, 75-84頁
- 元兼正浩「戦前期(旧制)中学校長の法的地位について」『福岡教育大学紀要』第4分冊教職科編, 第49号, 2000, 93-103頁

付記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金のうち若手研究「戦後初期日本における校長免許状取得のための現職研

修制度に関する研究」(研究課題番号:19K14060, 2019~2022年度, 研究代表者:芥川祐征)の助成による研究成果の一部である。また、占領下日本の教育法令に関する調査の過程で、国内の公立図書館・公文書館等のうち57館から協力をいただきました。この場を借りて深く御礼申し上げます。

脚注

- (注1) すでに、1946(昭和21)年の時点で東京都制・府県制・市制・町村制は改正され、1947(昭和22)年の地方自治法施行にともない廃止(附則第2条)されることとなった(『官報』第6075号(昭和22年4月17日), 162頁)。これを受けて、都道長官・府県知事・市町村長における公選制が導入され、選挙管理委員会が設置された。
- (注2) この要綱では、全国を9学区に編制し、各学区に置かれた学区庁には調査審議機関として学区教育委員会を組織するとともに府県には学区支庁・支庁教育委員会を設けることとされた(文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会, 1972, 808頁)。
- (注3) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第1巻(総会1), 岩波書店, 1995, 312頁。
- (注4) 教育委員の第1回選挙は1948(昭和23)年10月5日に実施され、教育委員会は11月1日に発足(都道府県・五大市のみ)した。ただし、市町村教育委員会については、1950(昭和25)年までが設置期限であったため、同年設置されたのは40程度にとどまっていた(文部省調査普及局「教育委員会月報」第1巻第1号(昭和24年7月号), 文部省地方連絡課, 1949年, 16-17頁)。
- (注5) 規則制定権とは、一般的には国法の一形式を指し、その制定権および所管事項についてはそれぞれの根拠法によって明示されている(法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典』第4版, 有斐閣, 2012, 187-188頁)。具体的には、国会の衆参両議院が定める議院規則(日本国憲法第58条第2項), 最高裁判所が定める最高裁判所規則(同第77条第1項), 行政委員会や行政庁の長が定める規則, 地方公共団体の長が定める規則, 地方公共団体の議会が定める議会規則等がみられる。
- (注6) 本稿においては、『北海道公報』『青森県報』『岩手県報』『宮城県公報』『秋田県公報』『山形県公報』『福島県報』『茨城県公報』『栃木県公報』『群馬県報』『埼玉県報』『千葉県報』『東京都公報』『神奈川県公報』『新潟県報』『富山県報』『石川県公報』『福井県報』『山梨県公報』『長野県報』『岐阜県公報』『静岡県公報』『愛知県公報』『三重県公報』『滋賀県公報』『京都府公報』『大阪府公報』『兵庫県公報』『奈良県公報』『和歌山県報』『鳥取県公報』『島根県報』『岡山県公報』『広島県報』『山口県報』『徳島県報』『香川県報』『愛媛県報』『高知県公報』『福岡県公報』『佐賀県公報』『長崎県公報』『熊本県公報』『大分県報』『宮崎県公報』『鹿児島県公報』のうち1947(昭和22)年から1956(昭和31)年のものを調査した。
- (注7) 教育委員会については設置当初から課題が多くみられ、清瀬一郎文部大臣(在任期間:1955年11月22日~1956年12月23日)の下で制度改革の立案が進められた。第24回国会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律案が可決され、同法は10月1日から施行された。特に、教育委員の選任方法については直接公選制が改められ、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされた。
- (注8) 任命制教育委員会のもとで、教員に対する勤務評定が全国的に展開されるようになり、そのことが教育における国家統制を強めるものとして日本教職員組合を中心として反対闘争が激化した。そもそも地方公務員法では任命権者が職員の執務について定期的に評定を行い、その結果に応じた措置を講ずることとされていたが(第40条), 評定のための職務内容の明確化が課題となっており、広く実施されていたわけではなかった。
- (注9) ただし、教育委員会が全国的に設置されるまでの間は、市町村立小学校については市町村長が管理機関とされ、都道府県監督庁については東京都長官・北海道庁長官・府県知事が指定された(同法第107条)。
- (注10) 出雲市教育委員会・高知市教育委員会においては独自の学校教育法施行細則が制定されていた。出雲市教育委員会『学校教育法施行細則』出雲市教育委員会, 1954, 1-8頁(島根県立図書館所蔵)。高知市編『高知市例規集』上巻「通規選挙 議会監査委員会 職制職務権限 人事給与 財政税務 教育文化」第一法規, 1953, 691(1-9)頁(高知市民図書館所蔵)。
- (注11) 山口県教育研究所(山口県教育庁内)編『山口県教職員のための項目別教育法規便覧(昭和26年版)』「研究紀要」第1集, 山口県教育研究所(山口県教育庁内), 1952, 107-115頁(山口県立山口図書館所蔵)。愛知県教育委員会事務局編『愛知県学校関係法令集』帝国地方行政学会, 1949, 15-54頁(春日井市図書館所蔵)。
- (注12) 北海道「学校教育法施行細則」、青森県「学校教育法施行細則」、岩手県「学校教育法施行細則」、宮城県「学校教育法施行細則」、秋田県「学校教育法施行細則」、山形県「学校教育法施行細則」、福島県「学校教育法施行細則」、栃木県「学校教育法施行細則」、埼玉県「学校教育法施行細則」、千葉県「学校教育法施行細則」、東京都「学校教育法施行細則」、神奈川県「学校教育法施行細則」、石川県「学校教育法施行細則」、福井県「学校教育法施行細則」、山梨県「学校教育法施行細則」、長野県「学校教育法施行細則」、静岡県「学校教育法施行細則」、三重県「学校教育法施行細則」、兵庫県「学校教育法施行細則」、奈良県「学校教育法施行細則」、和歌山県「学校教育法施行細則」、鳥取県「学校教育法施行細則」、島根県「学校教育法施行細則」、岡山県「学校教育法施行規則実施細則」、広島県「学校教育法施行細則」、山口県「学校教育法施行細則」、徳島県「学校教育法施行細則」、香川県「学校教育法施行細則」、愛媛県「学校教育法施行細則」、高知県「学校教育法施行細則」、佐賀県「学校教育法施行細則」、長崎県「学校教育法施行細則」、熊本県「学校教育法施行細則」、大分県「学校教育法施行細則」、宮崎県「学校教育法施行細則」、鹿児島県「学校教育法施行細則」。
- (注13) 横浜市教育委員会においては独自の小中学校教職員服務暫定取扱要項が制定されていた(制定年は不明)。横浜市教育委員会事務局庶務課編『学校事務便覧』横浜市教育委員会事務局庶務課, 1953, 223-228頁(横浜市立中

中央図書館所蔵)

- (注14) 例えば、滋賀県について『滋賀県公報』によれば、これらの規定が体系的に示された公立学校処務規程・職員服務規程・就業規則はみられないが、戦中に制定された「公立学校職員職務及び服務規程」（昭和17年3月20日：滋賀県訓令第10号）を戦後も適用し続けていた（昭和29年1月13日：滋賀県教育委員会訓令第2号により廃止）。そのため、それ以外の勤務時間や服務宣誓については、1949（昭和24）年10月に「滋賀県教育委員会事務局職員並びに滋賀県公立学校教職員の勤務時間に関する規程」（滋賀県教育委員会訓令第6号）、1951（昭和26）年4月に「滋賀県教育委員会所属職員の服務の宣誓に関する取扱規程」（滋賀県教育委員会訓令第2号）を定めており、より狭い範囲での規則を制定していたことが分かる。
- (注15) 青森県「青森県公立学校教職員規程」、岩手県「公立学校職員処務規程」、宮城県「公立学校長処務規程」、山形県「山形県公立学校処務規程」、福島県「福島県公立学校処務規程」、埼玉県「公立学校職員職務及び服務規程」、千葉県「県立学校職員の職務に関する規程」、神奈川県「神奈川県立学校庶務規程」、新潟県「新潟県公立学校職員就業規則」、富山県「富山県公立学校職員服務規程」、長野県「公立学校職員服務規程」、愛知県「愛知県公立学校処務規程」、大阪府「大阪府公立学校職員就業規則」、広島県「広島県立学校職員服務規程」、山口県「山口県立学校職員服務規程」、香川県「公立学校職員服務規程」、愛媛県「教育職員服務規則」、大分県「県立学校長処務規程」、鹿児島県「鹿児島県高等学校長、部長、主事職務規程」。
- (注16) 北海道「教育職員免許状に関する規則」、青森県「教育職員免許状に関する規則」、岩手県「岩手県教育職員免許状に関する規則」、宮城県「教育職員免許状に関する規則」、秋田県「教育職員免許法教育職員免許法施行法施行細則」、山形県「教育職員免許状に関する規則」、福島県「教育職員の免許状に関する規則」、栃木県「栃木県教育職員免許法施行細則」、群馬県「群馬県教育職員免許状に関する規則」、埼玉県「教育職員免許状に関する規則」、千葉県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」、東京都「教育職員免許状に関する規則」、神奈川県「神奈川県教育職員免許状に関する規則」、新潟県「教育職員の免許状に関する規則」、富山県「富山県教育職員免許状に関する規則」、石川県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法、施行細則」、福井県「教育職員免許に関する規則」、山梨県「教育職員免許に関する規則」、長野県「教育職員免許法施行細則」、岐阜県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行細則」、静岡県「教育職員免許法施行細則」、静岡県「教育職員免許法施行法施行細則」、愛知県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」、愛知県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」、三重県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」、滋賀県「教育職員免許法等施行細則」、京都府「教育職員免許状に関する規則」、大阪府「大阪府教育職員免許状に関する規則」、大阪府「教育職員免許状に関する規則」、兵庫県「教育職員免許状に関する規則」、奈良県「教育職員免許状に関する規則」、鳥取県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行細則」、島根県「教育職員免許状に関する規則」、岡山県「教育職員免許状に関する規則」、山口県「教育職員免許に関する細則」、徳島県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」、香川県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」、愛媛県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」、高知県「教育職員免許状に関する規則」、福岡県「教育職員免許状に関する施行細則」、佐賀県「教育職員免許法並びに同施行法施行細則」、長崎県「教育職員免許状に関する規則」、熊本県「教育職員免許状に関する規則」、大分県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」、宮崎県「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」、鹿児島県「教育職員免許状に関する規則」。
- (注17) 『官報』第6858号（昭和24年11月21日）、209-210頁。『官報』第6697号（昭和24年5月14日）、119頁。
- (注18) 北海道「教育公務員採用志願者名簿規則」、青森県「教育公務員採用手続規程」、岩手県「岩手県公立学校校長及び教員採用に関する規則」、宮城県「教育公務員採用志願者名簿に関する規則」、秋田県「教育公務員採用志願者名簿に関する規則」、山形県「山形県教育公務員採用志願者名簿に関する規則」、福島県「教育公務員採用志願者名簿に関する規則」、栃木県「栃木県教育公務員採用志願者名簿に関する規則」、群馬県「教育職員の採用志願者名簿に関する規則」、千葉県「公立学校教員選考規程」、東京都「東京都公立学校教員採用志願者名簿に関する規則」、神奈川県「採用志願者名簿に関する規則」、富山県「富山県校長教員採用に関する規則」、石川県「校長及び教員採用志願者名簿に関する規程」、山梨県「山梨県公立学校校長及び教員採用志願者名簿に関する規則」、長野県「採用志願者名簿に関する規則」、岐阜県「教育公務員採用志願者名簿に関する規則」、静岡県「静岡県教育公務員採用志願者名簿に関する規則」、三重県「教育公務員採用志願者名簿に関する規則」、大阪府「大阪府教育委員会教育公務員採用志願者名簿に関する規則」、兵庫県「兵庫県教育公務員採用志願者規則」、奈良県「奈良県地方教育公務員採用志願者名簿規則」、和歌山県「和歌山県地方教育公務員採用志願者名簿規則」、鳥取県「鳥取県教育委員会教育公務員採用志願者名簿設置規則」、島根県「島根県教育公務員採用志願者名簿規則」、岡山県「岡山県公立学校校長及び教員の採用志願者名簿並びに教育委員会教育長及び教育委員会事務局の専門的教育職員の採用志願者名簿に関する規程」、広島県「公立学校の校長及び教員の採用志願者名簿に関する規程」、山口県「山口県教育公務員採用志願者名簿に関する規則」、徳島県「校長又は教員の採用志願者名簿に関する規則」、香川県「香川県公立学校校長及び教員採用志願者名簿に関する規程」、愛媛県「教育長、専門的教育職員、公立学校校長および教員採用志願者名簿に関する規程」、高知県「高知県教育公務員採用志願規則」、佐賀県「佐賀県教育公務員採用志願者名簿規則」、長崎県「教育公務員採用志願者名簿規則」、熊本県「熊本県教育公務員採用志願者名簿に関する規則」、大分県「公立学校の校長及び教員採用に関する規程」、宮崎県「教育公務員の採用志願者名簿に関する規則」、鹿児島県「採用志願者名簿に関する規則」。